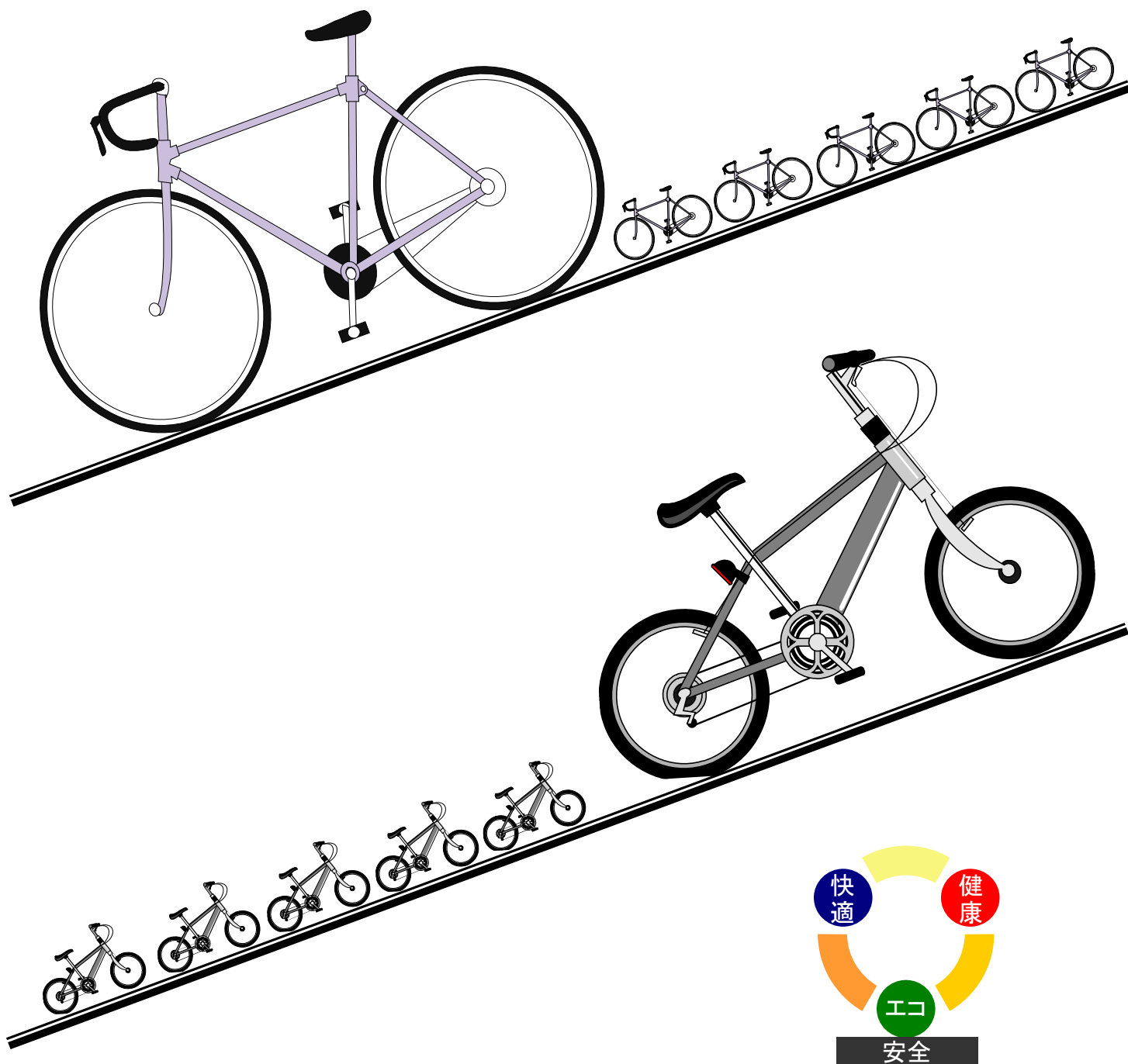


自転車だから発見できる！ ゆっくり楽しもう「らしき」



倉敷市自転車利用促進基本方針

Bicycle promotion-of-utilization basic policy in kurashiki city

平成24年2月

倉敷市

はじめに

倉敷市は、市域内の平野の多くが干拓地や沖積平野で占められており、温暖で晴れの日が多く雨が少ないという瀬戸内式気候に恵まれ、自転車の利用には適した地域と言えます。また、近年、地球温暖化対策が求められるなかで、環境にやさしく、健康増進にも寄与する自転車の利用が見直されつつあります。

そこで、『健康』（健康づくり）・『エコ』（地球温暖化対策）・『快適』（渋滞緩和対策）を柱とし、現在市が行っている自転車に関連する諸施策について、その取り組みと課題を分析するとともに、既存の施設や設備の利活用を含め、市として行っていくハード・ソフト両面における自転車利用環境の改善や、利用者である市民の皆さまや各事業者が主体となって取り組んでいただきたいことなど、今後の各施策の方向性を取りまとめた「倉敷市自転車利用促進基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、自転車ネットワークの構築や自転車利用環境の創出、交通ルールの遵守など、市民の皆さま、事業者、行政が協働して取り組むことにより、健康の増進や環境にやさしい「自動車に頼り過ぎないまちづくり」の実現に向け、自転車の利用を促進してまいります。

平成24年2月

日常目にしない空間が発見できるのも自転車ならではの楽しみです。一人で、友人たちと、また家族で「くらしき」をゆっくり楽しみながら走ってみませんか。



目 次

○はじめに	1
○第1章 目的及び位置づけ	3
1. 目的	3
2. 位置づけ	3
3. コンセプト（3つの柱）	4
○第2章 自転車利用を取り巻く現状及び意識	5
1. 自転車利用を取り巻く現状	5
2. 自転車利用に対する意識	8
○第3章 取り組みと課題	11
1. 自転車を利用した健康づくり	12
2. 自転車を利用したエコ施策	14
3. 自転車走行時の安全性の確保	16
4. 駐輪場の充実	18
5. レンタサイクルの利用促進	20
6. 公共交通との連携	22
7. 交通マナーの向上	24
8. 自転車事故の防止	26
○第4章 自転車利用の促進に向けて	29
1. [健康]健康づくりのために	30
2. [エコ]地球温暖化対策のために	31
3. [快適]渋滞緩和対策のために	32
4. [安全]交通安全と事故防止のために	33
● 今後の自転車利用促進に向けて	34
○第5章 資 料	35
1. 駐輪場設置状況	36
2. 自転車歩行者道（主なもの）地区別	41
3. 市民アンケート結果	57

第1章 目的及び位置づけ

1. 目的

自転車は、子どもから高齢者まで幅広く利用可能で手軽な乗り物であり、昨今は健康づくりを目的として利用する人も増えています。また、過度の自動車依存社会からの脱却のため、エコ通勤など地球温暖化対策や渋滞緩和対策に役立つ手段として期待されているところでもあります。

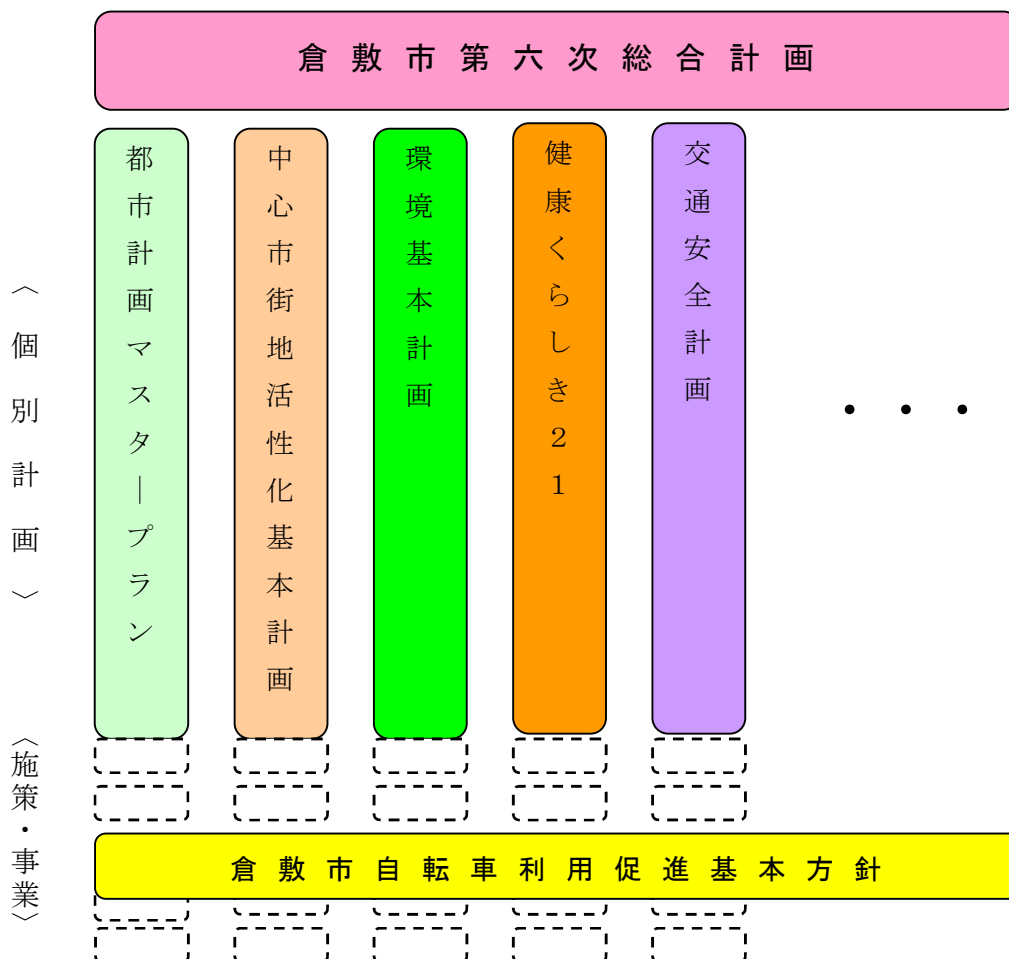
こうした機運の高まりを捉え、市民・事業者・行政などが一体となって自転車の利用促進を図っていくことを目的とします。

2. 位置づけ

倉敷市では、めざす将来像とめざすまちの姿の実現に向け、市の基本計画である第六次総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度）を策定しています。

また、総合計画のほかに、環境・都市計画・健康・交通安全などの施策を展開・実現するための各基本計画が策定されています。これら各計画においては、様々な観点から自転車利用の促進につながる取り組みなどが示されています。

そこで、現在各計画に^{またが}跨っている自転車利用に関する各種施策について、今後の方向性を定めるために、この度「倉敷市自転車利用促進基本方針」を策定しました。



3. コンセプト（3つの柱）～『健康』『エコ』『快適』～

基本方針は、手軽で便利な乗り物である自転車を利用し、継続して行える運動の実践などによる『健康』（健康づくり）、環境へのやさしさの面で日常の買い物など近距離移動を、自動車から自転車へ変更することなどによる『エコ』（地球温暖化対策）や、スムーズな通勤を目指し、車依存社会からの脱却のため、公共交通機関と自転車の連携などによる『快適』（渋滞緩和対策）を大きな柱とし、自転車の利用に関連する「走行時の安全性の確保」、「駐輪場の充実」、「レンタサイクルの利用促進」、「公共交通との連携」、「交通マナーの向上」、「自転車事故の防止」をキーワードとしています。

さらに、自転車を利用するにあたり、法令やルール遵守の徹底を図ることとします。

そして、現在行っている諸施策の現状及び課題を分析し、今後の方向性を示します。

自転車だから発見できる！ゆっくり楽しもう「くらしき」



自転車利用ルールの遵守

第2章 自転車利用を取り巻く現状及び意識

1. 自転車利用を取り巻く現状

(1) 自転車に関する基本的事項

① 自転車はどこを走るのか？

【原則】・・・・・・・・・・・・・自転車は、車道の左側を通行すること。

【歩道を通行できる場合】・・道路標識等により通行可能となっている歩道。
ただし、歩行者優先で、車道寄りを徐行すること。



(自転車歩行者道標識)



(歩道内自転車走行帯表示)

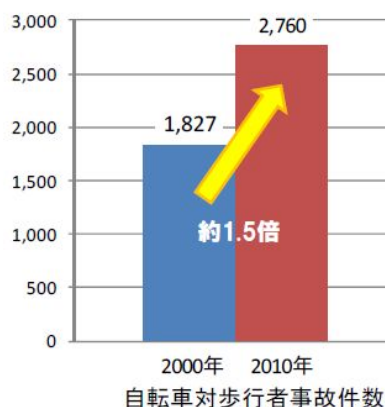
【上記以外の歩道では】・・幼児や児童（13歳未満）が運転する場合、70歳以上の者が運転する場合、身体に障がいを持つ者が運転する場合などにおいては、自転車の通行が認められている。

② 自転車利用のルール

- ・ 飲酒運転，二人乗り，並進の禁止
- ・ 夜間走行時には，ライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守及び一時停止，安全確認
- ・ 子どものヘルメット着用
- ・ 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ・ 必要な音や声が聞こえないイヤホンで音楽を聴きながらの運転の禁止



(2) 自転車による対歩行者事故の状況（警察庁統計より）



交通事故の総件数は、最近10年間で約2割減少しているが、自転車対歩行者の事故は、約1.5倍に増えています。

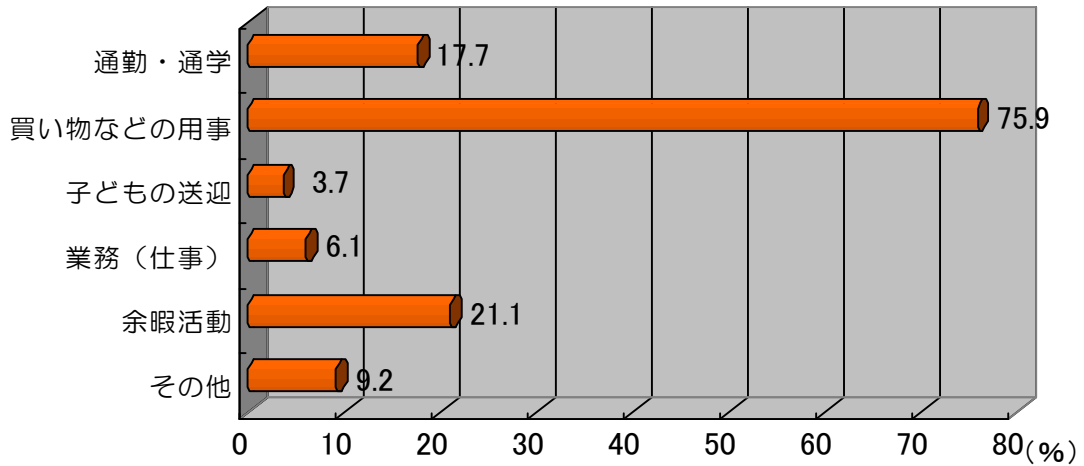


(3) 市内における自転車を取り巻く現状

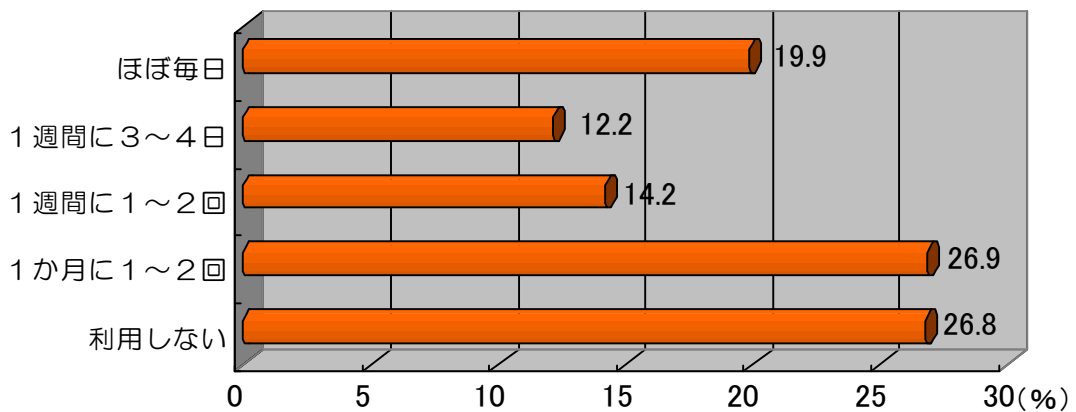
①自転車の利用割合（市民アンケート調査より）

〈目的別〉

※2つ以内で回答

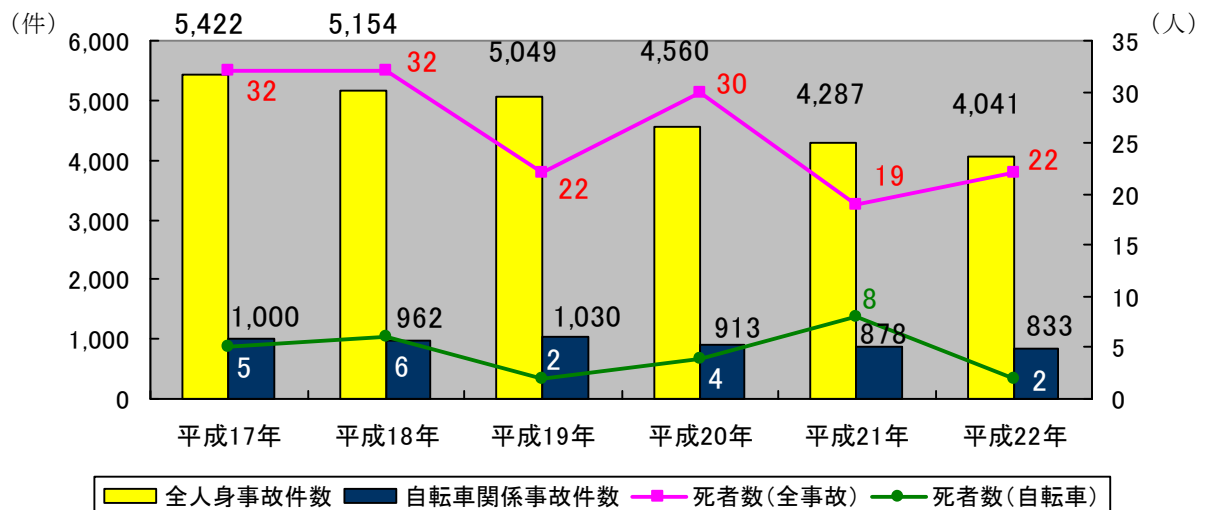


〈頻 度〉

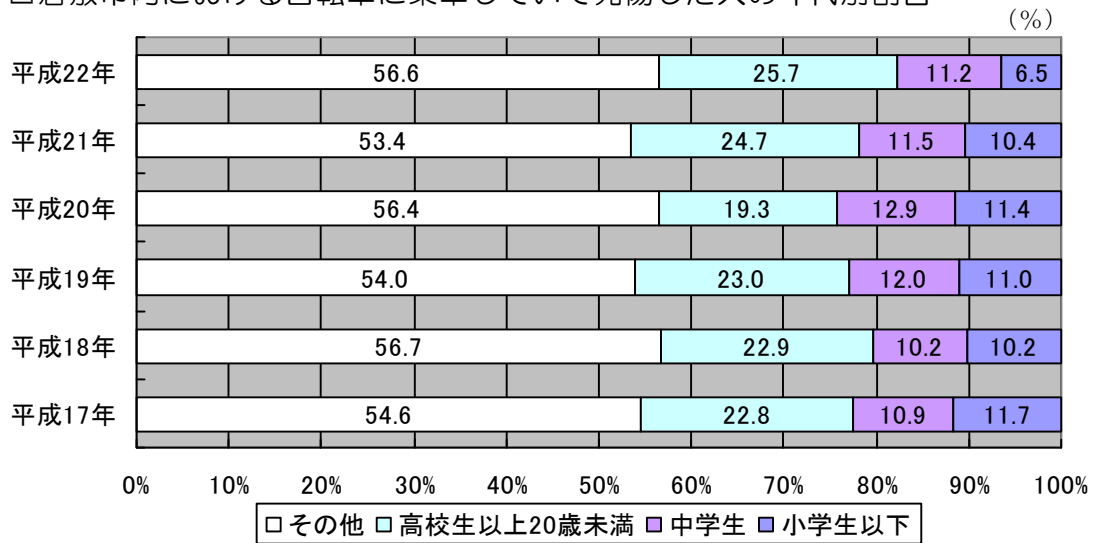


②自転車が関係した事故件数（岡山県警資料より）

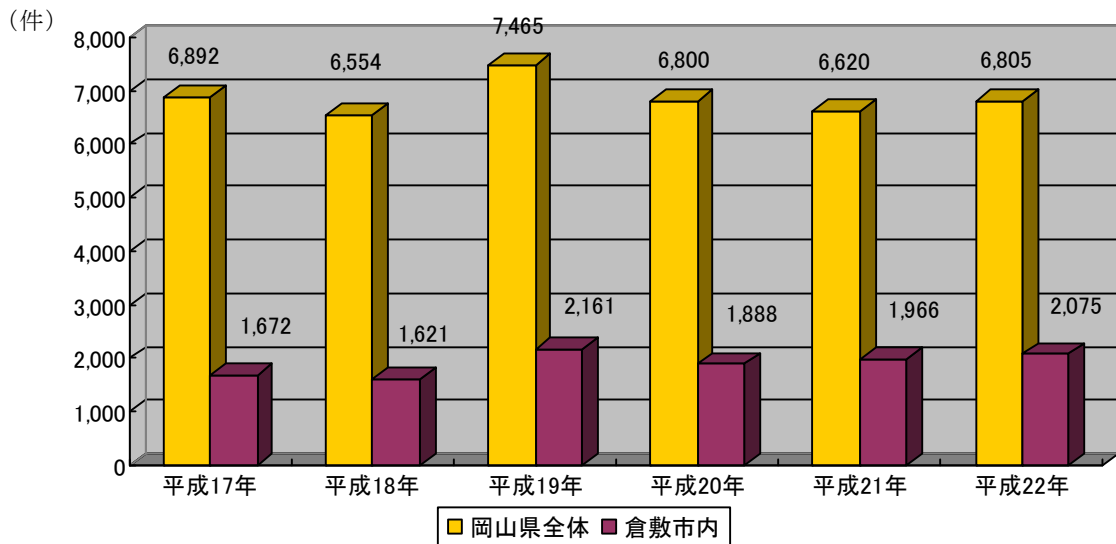
□倉敷市内における人身事故件数及び自転車が関係する人身事故件数



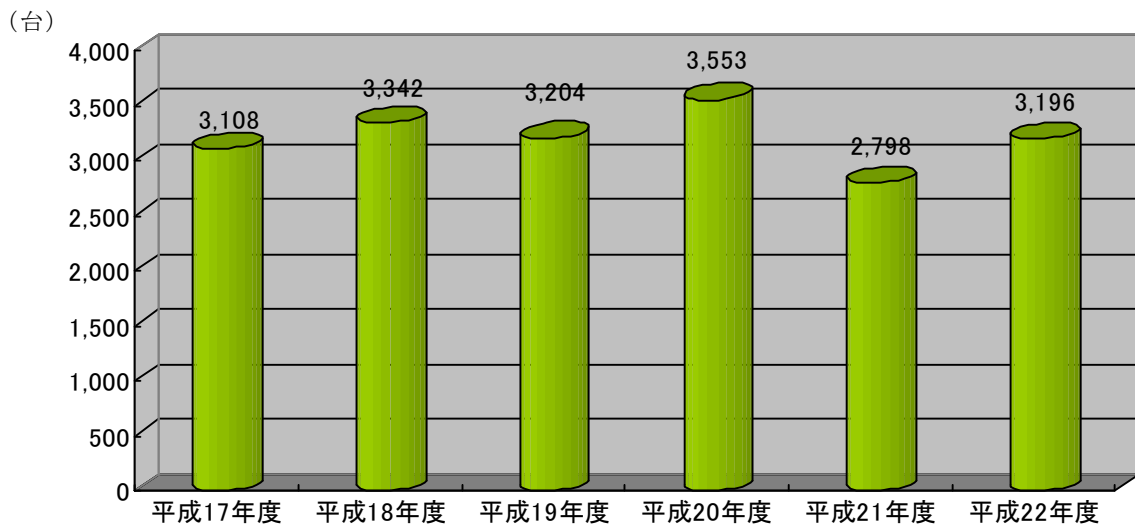
□倉敷市内における自転車に乗車して死傷した人の年代別割合



③自転車の盗難件数（岡山県警資料より）



④放置自転車撤去件数（生活安全課、道路管理課資料より）

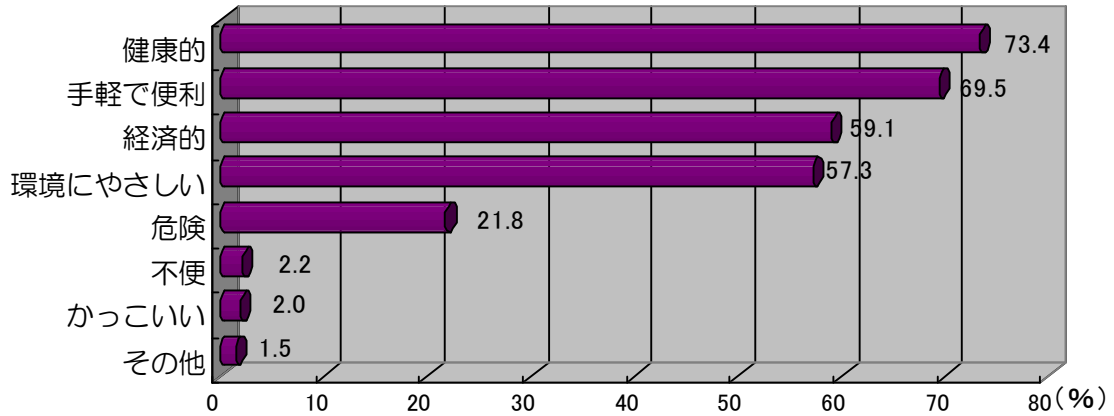


2. 自転車利用に対する意識

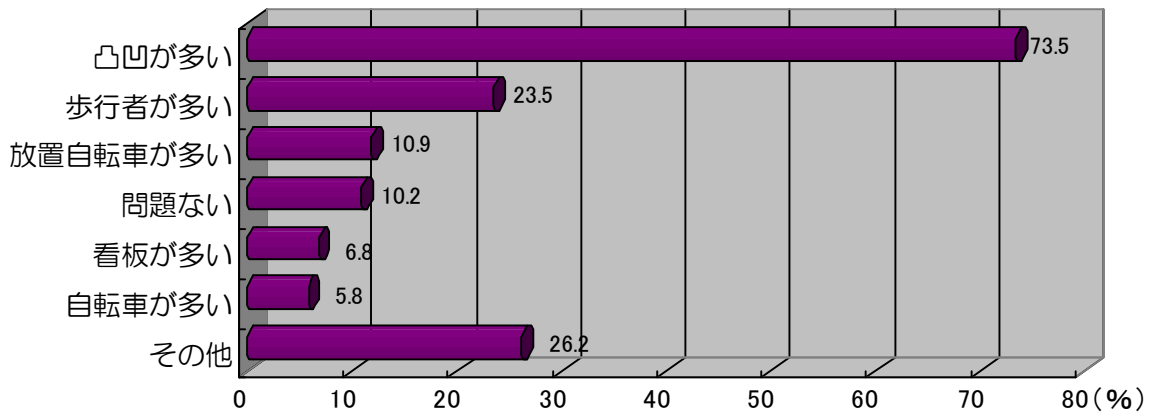
(1) 市民アンケート調査〔平成23年8月24日から9月4日実施〕から

(アンケート送付人数：1,025名 回答者数：403名 回答率：39.3%) ※P57～59に掲載

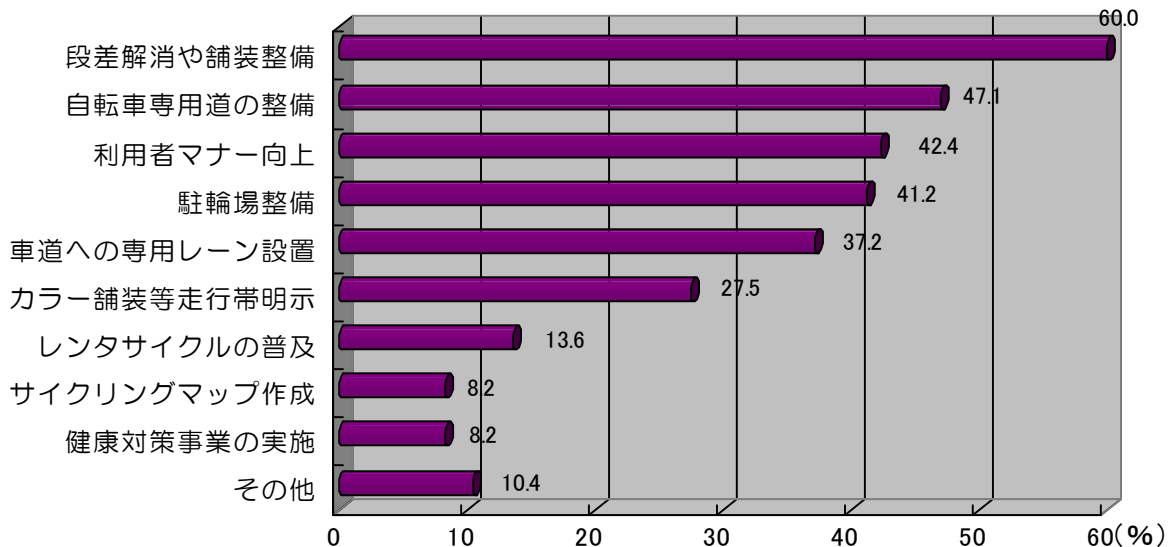
①自転車に対するイメージ（全員：複数回答）



②市内の自転車の走行空間について（自転車利用者のみ：複数回答）



③今後、自転車利用を促進するために必要なことは（全員：複数回答）



(2) アンケート調査結果から

市民が感じている自転車利用に関する意識について、全項目ではありませんが、アンケート結果から分析しました。

① 自転車をほぼ毎日利用している人の特徴（調査結果からのクロス集計分析）

- ・男女比は約7対3で、60代以上の人の割合が48.8%であった。
- ・地区別では、倉敷地区では26.6%、水島地区では22.4%と、ほぼ毎日利用している人の割合が高い。逆に玉島地区11.1%、児島地区6.8%と両地区では割合が低く、道路環境や地形等が影響しているのではないかとと思われる。
- ・利用目的の面では、買い物63.8%、通勤・通学43.8%、サイクリング等の余暇活動25.0%の順で多く、利用距離は、3km未満の利用が61.3%となっている。
- ・何らかの理由で現状の道路が走りにくいと感じている人が91.3%と、多くの人が走行空間の不備を感じている。

② 自転車に対するイメージ（年代別集計）

（複数回答）

	健康的	経済的	環境にやさしい	おしゃれでかっこいい	手軽に移動できて便利	危険	不便	その他	(%)
20代 (n=22)	90.9	54.5	59.1	0.0	63.6	18.2	9.1	0.0	
30代 (n=67)	70.1	67.2	55.2	10.4	58.2	16.4	1.5	3.0	
40代 (n=82)	76.8	78.0	59.8	0.0	68.3	18.3	4.9	0.0	
50代 (n=73)	74.0	45.2	49.3	0.0	71.2	31.5	1.4	1.4	
60代 (n=108)	65.7	55.6	56.5	0.9	75.9	25.0	0.9	2.8	
70代 (n=47)	80.9	44.7	72.3	0.0	72.3	12.8	0.0	0.0	
80代 (n=4)	75.0	75.0	25.0	0.0	75.0	50.0	0.0	0.0	

・「健康的」、「経済的」、「環境にやさしい」、「手軽に移動できて便利」というイメージは、全ての年代で多く持たれている。特に若い世代の20代と高齢世代の70代では「健康的」なイメージを持つ人の割合が多かった。

・「おしゃれでかっこいい」というイメージは、30代で持たれている。

・「手軽に移動できて便利」というイメージを持つ人の割合は、50代以上では7割以上と多くなっている。

・「危険」というイメージは、50代、60代、80代で比較的多く持たれている。

③市内の自転車の走行空間に対する感じ方（利用距離別集計）（複数回答）

	歩行者が 多く走り にくい	自転車が 多く走り にくい	看板が多 く走りに くい	放置自転 車が多く 走りにく い	路面に凸 凹や段差 が多く走 りにくい	特に問題 はない	その他	(%)
1 km未満 (n=79)	35.4	3.8	6.3	10.1	69.6	11.4	16.5	
1～3 km (n=128)	21.1	9.4	6.3	7.0	71.9	9.4	29.7	
3～5 km (n=48)	16.7	2.1	8.3	22.9	79.2	10.4	27.1	
5～7 km (n=17)	23.5	0.0	11.8	11.8	88.2	11.8	35.3	
7～9 km (n=8)	12.5	0.0	12.5	0.0	87.5	12.5	12.5	
9 km以上 (n=12)	0.0	0.0	0.0	16.7	66.7	0.0	50.0	

・利用距離に関係なく、「路面に凸凹や段差が多く走りにくい」と感じている人の割合が最も多くなっている。

・どの利用距離でも、「特に問題がない」とする人は、約1割以下であり、その他の人は走行空間に何らかの走りにくさを感じている。

利用目的では、身近な買い物やサイクリングなど休日の余暇活動が多く、利用距離は3km未満が約7割を占めています。

また、利用していない人も含めた自転車に対するイメージは、「健康的」と「手軽で便利」が、それぞれ約70%で、次いで、「経済的」と「環境にやさしい」が、それぞれ約60%となっています。身近で手軽な交通手段として、健康への配慮もあわせて考えている人が多いことがわかります。さらに、自転車の利用は、経済性や環境面への負荷軽減であると考えている人の割合も高くなっています。

市内の自転車の走行空間については、7割以上の人々が「路面に凸凹や段差が多く走りにくい」と感じています。

今後必要なことでは、6割の人が、段差解消や舗装整備などの走行環境の整備をあげるとともに4割を超える人が利用者マナーの向上を指摘しています。自動車や歩行者も含め、未然の事故防止のためにも既存道路の路面改修や利用者の交通ルールの遵守などが求められています。

これら利用者等の意識傾向から、自転車利用を促進するためには、健康づくりや経済性、環境面への配慮を目的とし、一方で走行環境の整備や利用者マナーの向上を推進する施策の展開が必要であると考えられます。

第3章 取り組みと課題

〈主に市が行っている自転車利用に関する取り組みの現状と課題〉

1. 自転車を利用した健康づくり
2. 自転車を利用したエコ施策
3. 自転車走行時の安全性の確保
4. 駐輪場の充実
5. レンタサイクルの利用促進
6. 公共交通との連携
7. 交通マナーの向上
8. 自転車事故の防止

1. 自転車を利用した健康づくり

①健康くらしき21（倉敷市健康増進計画）における運動分野の推進

〔取り組み〕

〈健康づくり課〉

健康くらしき21では、健康寿命の延伸を基本目標に、「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野ごとに、具体的な目標や目標値を設定し、市民の皆さまを主体に関係団体等と協働で、それぞれの活動を展開しています。

運動分野においては、1回30分、週2日以上の運動をしている人を増やすことを重点目標に掲げています。

〔課題〕

平成16年度から推進していますが、平成22年度評価では、運動分野においては目標値に達していなかったため、多様な手段を検討しながら、今後継続して推進していく必要があります。



②国保特定保健指導事業

〔取り組み〕

〈健康づくり課〉

国保特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣（食事・運動）を改善し、糖尿病等生活習慣病の有病者やその予備群を減少させるために、行動変容につながる保健指導を行っています。

特に、運動習慣の改善については、生活の中で「自転車利用」や「歩く」機会を増やすよう促しています。

〔課題〕

保健指導の実施率の低迷と併せて、指導に沿った実践を行っても、直ぐに効果が現れないため、意欲の継続保持が難しくなっています。



《課題に対する対応》

・目標を持って楽しく健康づくりができるように、走行距離と消費カロリーの関係を示すなど、長期間継続して行える運動習慣を促すため、自転車活用による運動の啓発や実践継続を支援できるような保健指導を行います。



カロリー消費量の計算

【男性の場合】

$$([MA] \times \text{体重} + [MB]) \times [C] \times \text{運動時間[分]} \div 1440$$

【女性の場合】

$$([WA] \times \text{体重} + [WB]) \times [C] \times \text{運動時間[分]} \div 1440$$

【例】体重70kgの40歳男性が自転車に60分乗った場合

$$(17.3 \times 70 + 336) \times 3.6 \times 60 \div 1440 = 232.05 \text{kcal}$$

年 齢	男 性		女 性	
	[MA]	[MB]	[WA]	[WB]
18~29	18.6	347	18.3	272
30~49	17.3	336	16.8	263
50~69	16.7	301	16.0	247
70~	16.3	268	16.1	244

運動項目	係数[C]
自 転 車	3.6
歩 行	2.2

(基礎代謝量推定値(厚生労働省)による目安値)

2. 自転車を利用したエコ施策

① ノーマイカーデーの取り組み

〔取り組み〕

〈環境政策課〉

岡山県や県内の各市町村等と合同で、公共交通機関や自転車など自家用自動車以外の方法で通勤を行う「岡山県下統一ノーマイカーデー」を、年2回（5月・10月の最終金曜日）実施しています。

〔第8回岡山県下統一ノーマイカーデーの実施結果（平成23年5月）〕

参加者数：3,165名 削減通勤距離：62,620km

CO₂削減量：約14,300kg

〔課題〕

自転車通勤を実施する上での安全性や道路環境などの利便性の向上が必要です。



② エコ通勤の推進

〔取り組み〕

〈交通政策課〉

自家用自動車からCO₂排出量の少ない公共交通機関や自転車等へ転換することで、地球温暖化防止や公共交通の維持・充実を図るため、エコ通勤を推進しています。水島コンビナートをモデル地区として、各事業者においてエコ通勤を推奨・実施するとともに、レンタサイクルの実証実験も同時に実施しました。

〔課題〕

道路の段差や路面の舗装の傷み、自転車通行帯や横断歩道などが無い箇所もあり、安全な自転車での走行がしづらい箇所があります。



③ 公務での自転車利用促進

〔取り組み〕

〈総務課〉

市職員が市内へ出張する際に、片道概ね2km以内については、自転車の利用を奨励しています。

〔課題〕

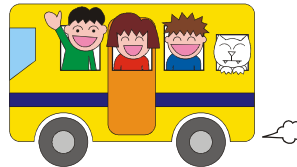
公用自動車から公用自転車への更なる利用促進が必要です。

《課題に対する対応》

・「できることから、できるペースで、できる人から」
エコ通勤の推進を図ります。



・自転車利用との連携を図るため、公共交通機関の利便性
向上や路線の確保に努めます。



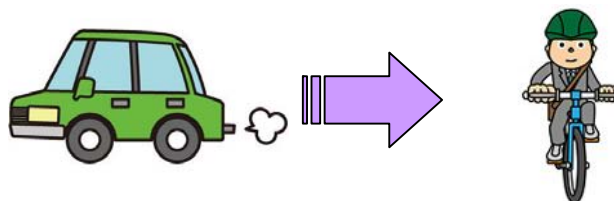
・幅員のある自転車歩行者道や公共交通機関との連携のための駐輪場の周知ととも
に利用環境の整備を行います。



・事業者は、従業員用無料駐車場の有料化や通勤手当等の見直しを行います。

CO₂（二酸化炭素）削減量

【例】片道5kmの通勤を自動車から自転車に変更した場合



○5km×往復×240日（年間）=2,400km

○車のCO₂（二酸化炭素）排出原単位（国土交通省）=0.164kg/km

CO₂削減量（年間） 2,400km×0.164kg/km=393.6kg

3. 自転車走行時の安全性の確保

①障がい者や高齢者にやさしい公共施設改修事業

〔取り組み〕

〈保健福祉推進課〉

障がい者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の改善や歩道の段差改修、点字ブロックの敷設など既存公共施設の環境改善を実施しています。

〔課題〕

自転車の路上駐車により、点字ブロックや歩道が遮られ、目の不自由な方や車イスの方の通行に支障をきたしています。

自転車が、背後から音も無く通り過ぎたり、スピードを出して迫ってくることで、高齢者や耳の不自由な方が驚いたり、恐怖を感じる場合があります。



②都市計画道路の整備

〔取り組み〕

〈街路課〉

都市計画決定に基づき、自転車歩行者道の整備を行っています。

〔課題〕

現行の道路構造令や岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの基準に合致するような、歩行者と分離した独立の自転車道を計画幅員内に整備するためには、計画の見直しや新たに用地の確保が必要であり、沿道住民の方の協力と多額の費用を要します。

③既存道路・歩道の新設改良整備

〔取り組み〕

〈土木課〉

自転車歩行者道のうち、倉敷市交通バリアフリー構想で指定された特定路線の一部路線については、交差する車道により分断されていた歩道を連続化し、段差の解消等を行っています。また、一般市道については、買収や寄附により事業用地を確保し、道路の拡幅整備を行っています。

〔課題〕

一部市道については、独立して歩道が確保されていますが、大半は幅員が狭小で歩行者通行帯も確保できないような道路です。自転車が安全に通行できる幅員を確保するためには、新たな用地の確保や工事に多額の費用を要します。

④交通安全施設の整備

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

見通しの悪い道路にカーブミラーを整備し、安心して走行できる交通環境づくりを行っています。

〔課題〕

近年、開発行為（住宅団地の造成など）に伴うカーブミラーの設置要望箇所が増加しているとともに、老朽化して修繕を必要とするものも多くあり、多額の経費を要します。

《課題に対する対応》

・歩行者と自転車両方が、安全で安心して利用できる道路・歩道の整備を進めます。

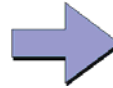
○区画線設置による自転車道と歩行者道の分離を行います。（ただし、都市計画決定された幅員内で分離が可能な場合。）



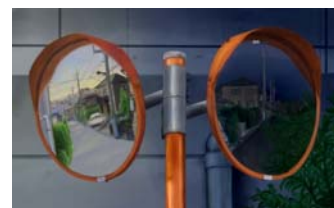
○自転車レーンの導入設置の可能性を検討します。（ただし、都市計画決定された幅員内でレーンの確保が可能な場合。）



○路面の段差の解消や舗装の改修、交差点の改良など、自転車走行環境の整備を進めます。



○見通しの悪い場所へのカーブミラーの設置や老朽化したカーブミラーの修繕を計画的に行います。



4. 駐輪場の充実

①自転車駐車場管理事業

〔取り組み〕

〈道路管理課〉

駅周辺の自転車等駐車場の維持管理を行い、場内の整理を行うとともに、放置自転車の撤去等を行っています。

〔課題〕

駐輪場内での放置自転車や自転車の盗難が増加しています。
また、駅周辺における駐輪対策や屋根が無いための雨天時対策が必要です。



《課題に対する対応》

・利用ニーズに沿った駐輪場の稼働率の向上や拡張を行います。



・防犯や場内管理のため、整理員の配置や監視カメラの設置を行います。



・駐輪場の有料化など放置自転車対策について検討します。



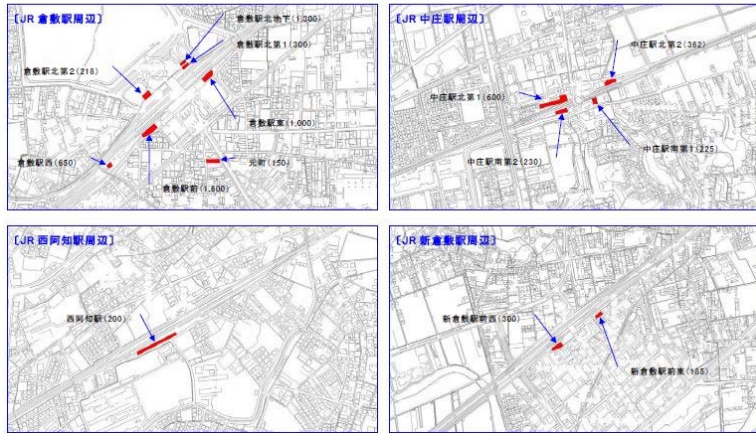
・事業者は、自転車来店者用駐輪場の確保や整備を行います。

〈駐輪場の位置図及び収容台数〉

第5章 資料編参照
(P36~P40)

【1 駐輪場設置状況(市営)①】

()内は収容台数



【1 駐輪場設置状況(市営+事業者)③】

()内は収容台数



【バス停併設駐輪場設置状況①】



5. レンタサイクルの利用促進

① 中心市街地のレンタサイクル

〔取り組み〕

〈新市・まちづくり推進課〉

倉敷駅や美観地区周辺のホテルなどを訪れた観光客や買い物客に、現在、JRが倉敷駅南口で、倉敷観光コンベンションビューローが観光休憩所でレンタサイクル事業を行っています。

- ・ JR西日本 350円/台 約10台
- ・ 観光コンベンションビューロー 300円/台 2台

また、宿泊者に無料で自転車を提供しているホテルがあります。

- ・ ビジネスイン倉敷、ホワイトイン倉敷など

〔課題〕

中心市街地では、商店街は自転車乗車禁止区域となっています。

駅を挟んで自転車による南北の移動がしづらい状況となっています。



② レンタサイクル事業

〔取り組み〕

〈観光課・倉敷観光コンベンションビューロー〉

JR児島駅観光案内所及び倉敷市観光休憩所で自転車の貸し出しを行っています。

- ・ JR児島駅観光案内所 300円/台 5台
- ・ 倉敷市観光休憩所（①再掲） 300円/台 2台

〔課題〕

児島地区では、設置台数が少ないため増車が必要です。

また、他の事業者との連携を検討する必要があります。

倉敷地区では、宿泊業者による無料貸出しが行われていることや、美観地区内は自転車による観光には不向きであることから、利用者は少なくなっています。



③児島産業振興センター・レンタサイクル事業

〔取り組み〕

〈商工課・児島産業振興センター〉

平成23年7月から12月の期間に、児島商工会議所に「児島地区レンタサイクル産業観光振興事業」を委託し、3ヶ所の貸し出し拠点を設定し、合計14台の貸し出しを行いました。また、平成24年1月以降は、児島産業振興センターの指定管理者である児島商工会議所が自主事業として、同センターにて電動アシスト自転車5台の貸し出しを行っています。

〔課題〕

児島地区は、鷲羽山・風の道といった観光スポットに加え、繊維産業関連の産業観光も活発化しており、レンタサイクルの利用を促進するためには、広域に向けたPRを強化する必要があります。また、JR児島駅観光案内所で行っているレンタサイクル事業との連携を図り、利用者に適切な案内を行う必要があります。

《課題に対する対応》

・倉敷観光WEBサイトなどを活用し、レンタサイクル貸出場所を掲載した中心市街地のサイクリングマップやレンタサイクルをPRします。

平成24年3月末まで → [〈http://www.kankou-kurashiki.jp/〉](http://www.kankou-kurashiki.jp/)

平成24年4月以降 → [〈http://www.kurashiki-tabi.jp/〉](http://www.kurashiki-tabi.jp/)



・倉敷駅周辺や美観地区から「倉敷の建物めぐり」、「ウォーキングコース」、「サイクリング特集（茶屋町～児島）」、「四季のサイクリングウォーキングロードマップ」（児島・庄・真備）などのマップを活用したサイクリングコースをPRします。



6. 公共交通との連携

①水島臨海鉄道駐輪場及び上屋整備

〔取り組み〕

〈交通政策課（事業主体：水島臨海鉄道）〉

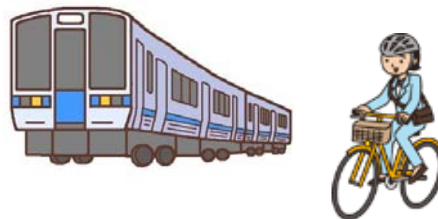
水島臨海鉄道駅の利便性を向上させ、新たな利用者の拡大を図るため、駐輪場及び上屋の整備を行っています。（サイクル&ライド）

- ・ 上屋の整備 平成21年度 福井駅
- ・ 駐輪場、上屋の整備 平成22年度 球場前駅

※終点である三菱自工前駅を除くすべての駅に駐輪場を設置

〔課題〕

放置自転車の対策や駐輪場以外の通路等への駐輪対策、更に新たに整備した駐輪場の周知が不足しています。



②バス停留所併設駐輪場の整備

〔取り組み〕

〈交通政策課（事業主体：下津井電鉄，両備ホールディングス）〉

路線バスの廃止により、公共交通の空白地が拡大していることから、バスが利用可能なエリアの拡大を図るため、自転車からバスへ乗り継ぎ利用が見込まれるバス停付近に駐輪場を整備しています。（バス&ライド）

〔市内乗合バス利用者の推移〕
（市統計書より）



〔課題〕

駐輪場用地の確保や道路管理者、隣接地権者など関係者との協議により設置についての理解を得ることが必要となります。また、放置自転車対策や駐輪マナーの向上、盗難対策を行う必要があります。



《課題に対する対応》

- ・ 駐輪場の利便性を向上します。



- ・ 駐輪場の設置場所など，利用者への周知のためのPRを強化します。



- ・ 駐輪場用地として，公共施設や未利用地などの公共用地を有効に活用します。
- ・ 放置自転車に対する定期的な警告等の強化を行います。



7. 交通マナーの向上

① 放置自転車対策事業

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

倉敷駅，茶屋町駅，新倉敷駅周辺の公共の場所における自転車等の放置を防止するため，街頭指導や放置自転車等の撤去を行っています。

・ 自転車等撤去台数	平成22年度	512台
	平成21年度	592台
	平成20年度	524台

〔課題〕

街頭指導を行っていますが，放置禁止区域内への自転車の放置は繰り返されている状況にあり，放置自転車等の撤去台数は横ばい状態で継続しています。



② 防犯関係事業

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

明るく住みよい地域社会の実現のため，自主防犯活動や地域安全活動を支援し，犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進しています。

〔課題〕

平成22年倉敷警察署管内における倉敷市分の刑法犯認知件数のうち，自転車盗難が全体の33.8%を占めており一番多くなっています。

③ 3人乗り自転車普及啓発・無料貸出事業

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

平成21年7月から安全基準を満たした自転車に限り，3人乗り走行が可能となりました。基準に則した幼児2人同乗用自転車（3人乗り自転車）利用の普及啓発を行い，子どもの安全確保を図るため交通安全教室の開催や3人乗り自転車の無料貸出しを行っています。

〔課題〕

貸出自転車数に限りがあることや，現在の貸出し期間6箇月では利用期間が短く，再貸出しを希望する人も多くいます。

《課題に対する対応》

- ・自転車の放置防止を図るため、継続した街頭指導や警告札の取り付け、放置自転車の撤去を行い、規範意識の啓発を行います。



(防犯関係)

- ・必ず駐輪場や決められた場所に駐車します。
- ・駐輪時は必ず鍵をかけ、ワイヤー錠などでツーロックします。
- ・自転車の防犯登録を必ず行います。



岡山県内の窃盗犯罪のうちでは、自転車盗難が一番多くなっています。

- ・効果的なPRを図るため、貸出し用3人乗り自転車の利用期間を検討します。



8. 自転車事故の防止

①交通安全対策事業

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

交通指導員を小学校や幼稚園・保育園，地域での交通安全教室に派遣するなど，交通事故防止に向けた諸活動に取り組んでいます。

〔課題〕

自転車による交通事故の発生件数は，数年横ばい状況であり，特に中学生・高校生の事故割合が高くなっています。



②交通安全運動推進事業

〔取り組み〕

〈生活安全課〉

警察や地域における交通安全推進機関との連携により，春と秋の交通安全推進大会を開催するとともに，市民総参加型の交通安全運動を展開しています。

〔課題〕

交通事故の発生状況は，憂慮すべき状況となっています。(P5・6 参照)



《課題に対する対応》

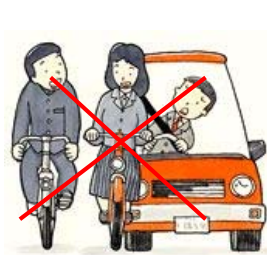
- ・交通安全教室の講習内容の充実を図ります。
- ・受講者（年代等）に応じて講習内容の工夫を行います。



- ・春秋の交通安全市民運動のほか、季節に応じた交通事故防止運動を推進します。



- ・交通ルールを遵守します。



《参考》良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について

平成23年10月25日に警察庁から各都道府県警へ次のような概要で通達されました。

【基本的な考え方】自転車は「車両で」あることの徹底

- 自転車本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進
- 歩道を通行する者には歩行者優先を徹底

【推進すべき対策】

- ①通行環境の確立 ②ルール周知と安全教育の推進 ③指導取締りの強化



この通達を受け・・・

今後、次のような取り組みが実施される見込みです。

- 幅員3m未満の自転車歩行者道の見直し
(歩行者通行量, 車道交通量を勘案のうえ)
- 小・中・高等学校等の教育機関における自転車教室の授業等への組み込み
- 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

その他、バス会社ではこういった取り組みも行われています。

■バス＋自転車

〈両備ホールディングス〉



◆自転車からバス、バスから自転車の利用のための自転車搭載型バス

- ・両備ホールディングスの創立 100 周年を記念して、西大寺鐵道の気動車を現代に再現した 21 世紀の未来型バス
- ・当時、西大寺鐵道は、自転車や荷物も載せられて、大変便利で、市民の生活に直結した乗り物であったことから、西大寺鐵道の気動車のように自転車を載せるデッキをバスに付けている。
- ・名前の「SAI BUS (サイバス)」は、西大寺鐵道のサイと西大寺觀音院の犀(さい)をかけたもの。

〈下津井電鉄株式会社〉



◆自転車ラックバス

- ・下津井電鉄(株)100 周年記念事業の一環として、自転車の積載が可能な路線バスを運行している。児島・下津井・鷺羽山地区を 1 周 1 時間で循環する「とこはい号」に設置。

第4章 自転車利用の促進に向けて

1. 健康づくりのために・・・『健康』

～楽しみながら健康づくり～

2. 地球温暖化対策のために・・・『エコ』

～みんなでエコ意識～

3. 渋滞緩和対策のために・・・『快適』

～スムーズ快適通勤～

4. 交通安全と事故防止のために・・・『安全』

～自転車利用ルールの遵守～

● 今後の自転車利用促進に向けて

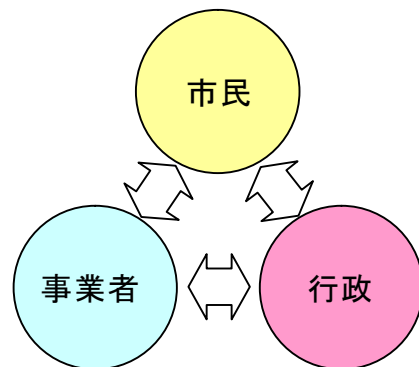


くらしきの今後のまちづくりと将来の移動の姿

健康の増進や環境にやさしい

「自動車に頼り過ぎないまちづくり」を目指します。

そのために、徒歩・自転車・公共交通機関を組み合わせた、ネットワークでの移動体系の確立を目指し、「健康」「エコ」「快適」「安全」を柱（キーワード）に、市民・事業者・行政の協働により、自転車利用環境の整った、まちづくりを推進します。



1. 健康づくりのために

～ 楽しみながら健康づくり ～

健康

日常の近距離移動や余暇活動に自転車を利用して、楽しみながら健康づくりを行います。そのために「サイクリングマップ」をPRします。

走行距離による消費カロリーの計算により、目標を持って楽しく健康づくりを行います。(P13 参照)
また、運動の継続への支援を行います。

目標を持って!



〈市民〉
〈健康づくり課〉

自転車歩行者道などの自転車が安全に走れる道を利用します。

(自転車歩行者道P41～P55 参照)



〈市民〉

乗ろうよ! 週に1回、自転車に!

- 自転車や歩行者と自動車の事故発生が多い交差点の改良を行います。



〈道路管理課〉
〈土木課〉

- 区画線等により自転車と歩行者の通行帯を分離します。(歩道幅制限有り)



〈道路管理課〉
〈街路課〉
〈土木課〉

- 見通しの悪い場所へカーブミラーを設置します。



〈生活安全課〉

- 自転車レーンの導入設置の可能性を検討します。



〈都市計画課〉
〈交通政策課〉
〈道路管理課〉

下津井電鉄軌道跡地など、楽しみながら家族や友人とサイクリングができるサイクリングコースをPRします。

あわせて、観光客へのPRも行います。(P53～P56, 裏表紙参照)

〈観光課〉

みんなで楽しく!



2. 地球温暖化対策のために

～ みんなでエコ意識 ～



気候や天気の良い日は、自転車を利用してCO₂削減に取り組みます。

そのために、自転車歩行車道や駐輪場のPRに努めるとともに、安全に走行できるように、段差の解消や路面舗装の改修などの環境整備を行います。

近距離での買い物や通勤などの移動は、自動車から自転車へ切り替えます。



コンビニへは自転車で!

〈市民〉

公共交通機関との連携のための駐輪場のPRに努めます。



〈事業者〉
〈交通政策課〉



駅周辺や観光地でのレンタサイクル利用のPRを行います。

〈事業者〉
〈新市・まちづくり推進課〉
〈観光課〉

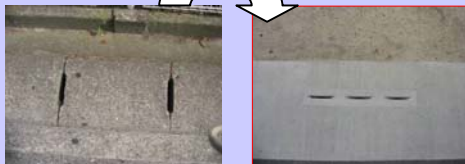


効果的なPRのため、貸出し用3人乗り自転車の利用を促進します。

〈生活安全課〉



路面舗装の改修など、段差の解消を行います。



〈保健福祉推進課〉〈土木課〉



3. 渋滞緩和対策のために

～ スムーズ快適通勤 ～

快適

通勤や市街地での慢性的な渋滞対策として、自転車の利用を促進します。

そのために、自転車から公共交通機関への乗り継ぎの利便性を向上させるため、鉄道の駅周辺やバス停に併設している駐輪場の整備やPRに努めます。

通勤方法を自動車から自転車に変更します。事業者は、従業員が利用しやすい環境の整備に努めます。
(ノーマイカーデーに引き続き取り組みます。)

快適通勤

〈市民〉〈事業者〉
〈環境政策課〉



利用ニーズに沿った駐輪場の稼働率の向上や拡張を行います。



〈事業者〉

鉄道の駅周辺やバス停併設の駐輪場のPRを行います。

公共交通機関+自転車で!

〈事業者〉
〈交通政策課〉



自転車の放置防止を図るため、街頭指導や警告札の取り付け、撤去を行い、規範意識の啓発を行います。



〈生活安全課〉

乗ろうよ! 週に1回、自転車に!

自転車が安全に走れる道を充実させます。(自転車と歩行者の通行帯分離や車道への自転車レーン設置の可能性を検討します。)

〈都市計画課〉
〈交通政策課〉
〈道路管理課〉
〈街路課〉
〈土木課〉



交通事故防止運動を推進します。



〈生活安全課〉

4. 交通安全と事故防止のために

～ 自転車利用ルールへの遵守 ～

安全

安全に自転車を利用するために、マナーを守った走行や決められた場所への駐輪など、利用者自ら交通ルールを遵守します。

また、交通安全教育や自転車盗難・違法駐輪対策に努めます。

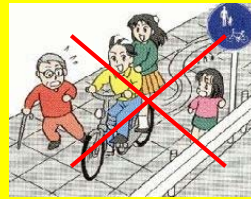
- ・必ず駐輪場や決められた場所に駐輪します。
- ・駐輪時は必ず鍵をかけ、ワイヤー錠などでツーロックします。
- ・自転車の防犯登録を必ず行います。

〈市民〉



交通ルールを遵守します。

〈市民〉



駅周辺の駐輪・防犯対策のため、監視員の配置や駐輪場内への監視カメラの設置を行います。

〈生活安全課〉
〈道路管理課〉



- ・交通安全教室の講習内容の充実を図ります。
- ・年代に応じた講習内容の工夫を行います。

〈生活安全課〉



平成23年10月25日付けの警察庁からの通達（P27参照）を受け、岡山県警、岡山県等関係機関と連携し、ルール周知と安全教育を推進します。

交通ルールを守りましょう



〈生活安全課〉〈教育委員会〉

自転車安全利用五則を守りましょう。



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止



■ 二人乗りは禁止



■ 並進は禁止



■ 夜間はライトを点灯



■ 信号を守る



■ 交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



●今後の自転車利用促進に向けて

自転車利用の促進のためには、利用者である市民の皆さま、公共交通機関や市内の各事業者、行政の3者が一体となって「健康」「エコ」「快適」のための取り組みを推進しなければなりません。皆さまの御理解と御協力が何より必要であると考えています。

その中でも特に自転車は、狭い道でも通行できることから、目的地まで最短距離で走行することができます。しかし、狭い道では自動車とのすれ違いや、歩行者との接触に十分気を付け走行しなければなりません。そして、狭い道路や歩道内での自転車の事故も多く発生していることから、自転車の走行に際しては交通ルールの遵守が求められます。

また、幼児から高齢者まで幅広い世代で利用できる自転車は、幼児期からの交通ルールの教育と実践が欠かせません。幼稚園や小学校での交通安全教室や、最近特に交通マナーが悪いと指摘されている中学生・高校生に対しても、今後は交通ルールの再教育の場を検討しなくてはならないと考えられます。

当然のことながら、道路を利用する自動車や歩行者においても、交通ルールの遵守は必要です。自動車を運転する際には、無理な幅寄せやスピードを出しての追い抜きをしないなどのルールを守ること、歩行者は、歩道や路側帯の中を歩き、車道への飛び出しや無理な横断をしないなど、自動車・歩行者・自転車が道路を安全に利用できるよう、それぞれの利用者は気をつけなければなりません。

現在、国内各地で駅や観光地、主要な公共施設を拠点とし、レンタサイクルを活用したバイクシェアリング事業が実験的に実施されています。観光客や通勤・通学者の利便性向上や自動車社会からの脱却に向けた試みであり、費用対効果など、実施都市の状況を注視していきたいと思えます。

さらに、昨年3月に発生した東日本大震災においては、被災地での移動に自転車が大きい役立っていたことから、災害対策面での自転車活用についても、検討する必要があると考えています。

今後は、この基本方針に基づき、交通ルールの遵守など、自転車を利用される皆さまにおいては意識高揚を図っていただくとともに、行政においてはPR事業などに直ちに取り組むこととします。また、走行環境整備など多額の経費が必要なものについては、担当部署において利用状況やコストなど費用対効果を十分検証し、昨年11月に設置された国土交通省と警察庁による委員会で策定される「自転車走行空間整備に関するガイドライン」に沿って対応を図ることとします。